

令和８年度 五木村公共交通再編検討業務プロポーザル実施要領

1 目的

将来にわたり高齢者等の交通手段を確保するとともに、観光の視点を取り入れた交流人口の拡大を図るため、持続可能な交通体系を構築することを目的として、新たな交通体系の検討を行い運行計画を策定するにあたり、公募型プロポーザルによる委託業者の選定を行う。

本プロポーザルの実施にあたり、事業者の選定手続等必要な事項を本要領で定める。

なお、本業務は国土交通省の国庫補助事業である「令和８年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（モビリティ人材・組織育成タイプ）」を受けて実施するものである。

2 業務概要

（１）委託名

令和８年度 五木村公共交通再編検討業務委託

（２）業務内容

五木村公共交通再編検討業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）委託期間

契約締結の日から令和９年１月２９日（金）まで

（４）委託金額上限額

７，５００，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ただし、この金額は提案内容の規模を示すためのものである。提案見積金額は、この上限を超えてはならないものとする。上限額を超える金額で提案してきた提案事業者は失格とする。

3 委託予定者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 参加資格等

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、選定委員会においてその資格を認められた法人とする。

- （１）当村の現状を把握し、具体的な提案ができること。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （３）公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でないこと。
- (5) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (6) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (7) 過去5年間（令和3年4月から令和8年3月まで）において、市町村（市町村が主体となる協議会を含む。）が発注した、本業務と同種業務（※）の実績を有すること。
- ※公共ライドシェアの導入を含む公共交通再編検討業務等

なお、参加申込書等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

5 契約締結までのスケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和8年7月27日（月）
質疑受付期限	令和8年8月 3日（月）午後5時
質疑回答	令和8年8月 4日（火）
企画提案書提出期限	令和8年8月19日（水）午後5時
一次審査結果通知	令和8年8月21日（金）
二次審査（プレゼンテーション等の実施）	令和8年9月 1日（火）予定
審査結果通知	令和8年9月 2日（水）予定
委託契約締結	契約者決定後速やかに

※説明会は行わない。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、参加者に対して改めて通知する。

6 審査方法

(1) 一次審査

プロポーザル参加事業者が3者を超えた場合は、企画提案書等を審査し、上位3者を選定する。審査結果は参加者全員に通知し、第1次審査合格者には、プレゼンテーションの日時も併せて通知する。

(2) 二次審査

①一次審査を通過した事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価点数の合計が最も高い提案をした者を契約候補者として選定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

②最高得点が複数の場合は、別紙「プロポーザル審査基準」項目4～6の評価点数の小計が高いものを契約候補者として選定する。

- ③②の評価点数が同点の場合は、参考見積金額の低い者を契約候補者とする。
- ④プレゼンテーションは、時間は20分以内とし、そのあと質疑応答を行う。1者あたりの時間は30分程度とする。
- ⑤プレゼンテーションに必要な機材は、村で準備する。
- ⑥プレゼンテーションに出席しない場合は失格とする。ただし、交通機関の事故等真にやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(3) 審査基準

提出書類及びプレゼンテーション並びにヒアリングの内容について、別紙「プロポーザル審査基準」を適用する。

7 提案に係る提出書類

(1) 企画提案書等の提出

① 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）
- エ 業務体制表（様式第4号）
- オ 企画提案書（任意様式）及び企画提案書別紙（任意様式）
 - ・企画提案書別紙については、仕様書をもとに基本的な考え方、具体的実施方法等必要な事項を具体的に記載すること。
 - ・提案趣旨やアピールしたいポイントなど簡潔に分かりやすく記述すること。
- カ 業務工程表（任意様式）
 - ・実施スケジュールと役割分担が具体的に分かるように提案すること。
- キ 見積書（任意様式）
 - ・仕様書の業務内容に基づき、具体的な積算内訳を記載すること。
 - ・一部再委託の予定がある場合は、その旨を記載すること。
 - ・見積書の正本には、会社名、会社印、代表者名、代表者印を記名押印すること。

② 提出部数

正本 1部 副本 10部

③ 提出期限

令和8年8月19日（水）午後5時まで

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。令和8年8月19日（水）必着）により提出すること。

⑤ 提出先 五木村役場 総務課

〒868-0201 熊本県球磨郡五木村甲 2672 番地 7

(2) 質疑の受付及び回答

企画提案に関する質疑については、質疑受付期間中に受け付ける。質疑書（様式第5号）

に質疑内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。電話、口頭での質疑は受け付けない。

①受付期限

令和8年8月3日（月）午後5時

②回答方法

質問に対する回答は、質問者のほか、参加申込書を提出したもののへメールで回答する。
なお、質疑のあった事業者名は公表しない。

③提出先アドレス及び確認先電話番号

提出先：五木村役場総務課 担当：簗田

E-mail:n-minoda@vill.itsuki.lg.jp 電話：0966-37-2211

(3) 参加辞退届の提出

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

①提出書類

参加辞退届書（様式第6号）

②提出期限

令和8年8月19日（水）午後5時まで（郵送の場合、必着）とする。

8 失格要件

次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は委託業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 参加業者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (5) 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、参加事業者が委託業者としてふさわしくないと村長が認めたとき。
- (6) その他不正な行為があったと村長が認めたとき。

9 契約の締結

- (1) 村は、最優秀となった者と予定価格の制限の範囲内で業務委託の契約交渉を行う。ただし、最優秀者との契約が不調となった場合は、次点者との交渉を行うものとする。
- (2) 本業務に係る契約の条件等については、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、本村と契約候補者との協議により、追加、変更及び削除を行った上で、提案限度額の範囲内で契約に反映させることができるものとし、契約候補者が履行の義務を負うものとする。

10 留意事項

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の書類の修正又は変更は、原則認めない。
- (4) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、一般に公表しない。ただし、五木村情報公開条例（平成18年条例第3号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 提出書類は原則返却しない。
- (7) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (8) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本村が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (9) 提出書類に記載された担当者等は、村がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (10) プロポーザル方式の参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、参加辞退届書（様式6）を提出すること。

12 事務局

五木村役場総務課 担当：簗田

電話：0966-37-2211

E-mail：n-minoda@vill.itsuki.lg.jp

別紙 プロポーザル審査基準

・第１次審査

項目		観点	配点
1	形式評価	・仕様書の内容に沿った提案となっているか。 ・企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。	10
2	人員及び実績	・本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。 ・管理責任者及びスタッフが適正に配置されているか。	10
3	内容評価	・本村の公共交通の現状を踏まえ、具体性や説得力のある内容であるか。 ・見積金額は適正か。	30
合計			50

・第２次審査

項目		観点	配点
1	現状把握	・本村の特性・課題を的確に把握・反映して提案しているか。	10
2	見積金額	・積算内訳は、予算の範囲内で、適正に算出されているか。	10
3	スケジュール	・提案内容、実施手順及びスケジュールは実現可能なものか。	10
4	提案内容	・代替交通案の検討の進め方は、具体的かつ実現可能なものか。 ・住民ワークショップや職員向けワークショップの内容は目的に合った内容となっているか。	30
5	コーディネート力	・地域住民、他自治体、交通事業者等関係者との連携、協議をスムーズに行えるようなコーディネート力があるか。	10
6	専門性	・実施方針及び提案テーマの説明を通して、専門力を生かした内容となっているか。	10
7	将来性	・提案内容や実施手法について、将来性があるものとなっているか。	10
8	コミュニケーション能力	・実施方針及び提案テーマの説明、質疑に対する応答の明快さや迅速性があるか。	10
合計			100